

### 12月の納税

市県民税・・・第4期  
国民健康保険税・・・第7期  
介護保険料・・・第7期  
後期高齢者保険料・・・第6期

忘れずに納めましょう  
納税は便利な口座振替で

**納期限／平成29年12月28日(木)**

### 登米市の人口・世帯数

(平成29年10月末現在)

地区	世帯数	人口(人)			増減
		男	女	計(前月比)	
迫	7,622	10,140	10,712	20,852 (▲14)	
登米	1,806	2,351	2,569	4,920 (0)	
東和	2,398	3,217	3,332	6,549 (▲4)	
中田	5,086	7,725	8,101	15,826 (▲15)	
豊里	2,151	3,319	3,379	6,698 (▲6)	
米山	2,816	4,541	4,736	9,277 (10)	
石越	1,592	2,482	2,504	4,986 (▲7)	
南方	2,665	4,258	4,470	8,728 (▲6)	
津山	1,185	1,621	1,779	3,400 (▲2)	
合計	27,321	39,654	41,582	81,236 (▲44)	

※上記人口・世帯数には外国人住民も含まれています。

### 市内の交通事故発生状況

(平成29年10月末現在) ※佐沼・登米警察署調べ

	H29	H28	増減数
人身事故発生件数	160件	223件	▲63件
死者数	2人	1人	1人
負傷者数	207人	281人	▲74人
物損事故発生件数	1,270件	1,301件	▲31件

※平成29年1月からの延べ件数(前年同期と比較)

### 警察署からのお知らせ

今年もいよいよ年の瀬。本格的な冬の到来です。早めにスノータイヤに履き替えるなど、冬準備を万全にしましょう。雪が降ると滑走事故が増えますが、1割のスピードダウン、2倍の車間距離、3分前の早めの出発を心掛け、余裕のある運転で交通事故を防止しましょう。

### 市内放射線の測定結果

測定日:平成29年11月10日 単位:マイクロシーベルト

測定地点	測定結果	天気
消防署	0.06	晴れ
消防署北出張所(石越)	0.05	晴れ
消防署東出張所(東和)	0.04	晴れ
消防署津山出張所	0.05	晴れ
消防署南出張所(豊里)	0.05	晴れ
消防署西出張所(南方)	0.04	晴れ

空間放射線量の測定結果はホームページに掲載およびメール配信しています。

### ■カウンセラーによる教育相談日

相談日	相談時間
12月 11日(月)、18日(月)、25日(月)	①10:00~10:50 ②11:00~11:50 ③13:00~13:50 ④14:00~14:50 ⑤15:00~15:50 ⑥16:00~16:50
1月 15日(月)、22日(月)、29日(月)	
2月 5日(月)、19日(月)、26日(月)	
3月 5日(月)、12日(月)	

【相談方法】面接相談、電話相談とも要電話予約  
【予約時間】月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時

【日時】12月1日(金)、12月15日(金)午後1時15分～4時15分  
【場所】迫にぎわいセンター  
【担当】1日 佐竹孝行(司法書士)、15日 及川毅(弁護士)  
【相談専用電話】☎0220(34)2308  
【相談料】無料(要電話予約)  
【問い合わせ】産業経済部商業観光課(商業振興係) ☎0229(23)1200

【相談専用電話】☎0220(22)8125  
【予約・問い合わせ】登米市教育研究所 ☎0220(22)8029

【年金相談に応じます】  
【年金相談所を開設】  
年金の相談に応じます。相談は完全電話予約制。前日までにご連絡ください。  
※予約の際に「相談者氏名」「基礎年金番号」「電話番号」「相談内容」などを確認させていただきます。

【日時】12月21日(木)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分  
【場所】市役所南方庁舎(2階中会議室)  
【予約受け付け・問い合わせ】古川年金事務所 ☎0229(23)1200

### 催し

クリスマスソングやツジヤマガクさんのオリジナル曲など、小さなお子さんから大人まで楽しめる内容となっております。

【日時】12月9日(土)午前9時30分開演  
【場所】南方農村環境改善センター

【問い合わせ】白鳥ゆめっこ保育園 ☎0220(22)1108  
白鳥保育園 ☎0220(58)2681

【日時】11月25日(土)午前9時30分～午後3時  
【場所】中田総合体育館  
【参加会員】市内レクリエーションダンスサークル会員  
【会費】一般は無料  
【問い合わせ】登米市レクリエーションダンス連絡協議会代表高橋正子 ☎0220(22)2721

東北から世界に飛躍するたため、これまでの技術やマーケティング

実践的な考え方を講義  
東北大学経営セミナー

【問い合わせ】企画部市民協働課(市民活動支援係) ☎0220(22)2173  
shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

【日時】12月10日(日)午後1時30分～4時30分  
【場所】市役所南方庁舎(2階大会議室)  
【内容】市内コミュニティ組織4団体、地域協働まちづくり事業補助金活用2団体からの事例発表  
【参加申し込み】市民協働課まで電話、メールでお申し込みください。

【日時】12月11日(月)午後6時～8時(受け付けは午後5時30分)

より良い地域づくり  
事業事例発表会を開催

大崎市民病院本院で受診する際は、保険医療機関からの紹介状と事前の診療予約が必要

大崎市民病院本院は  
紹介予約制外来です

【申し込み・問い合わせ】東北大大学院経済学研究科地域イノベーション研究センター ☎022(217)6265  
rips@econ.tohoku.ac.jp  
産業経済部ブランド戦略室 ☎0220(34)2549

【参加費】無料  
【申し込み・問い合わせ】東北大大学院経済学研究科地域イノベーション研究センター

【日時】12月11日(月)午後6時～8時(受け付けは午後5時30分)

要です。小児科では、紹介状をお持ちの場合は、優先診療を実施しています。予約の手続きは不要ですが、できる限り保険医療機関からの紹介状をお持ちください。

【改正内容】①1歳6カ月以後も保育園などに入れない場合は、最長2歳まで育児休業の再延長ができます②出産予定者に、育児休業などの制度を事業主が知らせる努力義務が創設されます③未就学児を育てながら働く人が、子育てしやすくなるような休暇制度を、事業主が設ける努力義務が創設されます

【問い合わせ】大崎市民病院地域医療連携室 ☎0229(23)3311

【問い合わせ】宮城労働局雇用環境・均等室 ☎022(299)8844

【問い合わせ】無期転換ルールは、有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのないものに転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。対象となる労働者は、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての人が対象です。

【問い合わせ】無期転換ルールは、有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのないものに転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。対象となる労働者は、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての人が対象です。

2018(平成30)年は、1868(明治元)年から起算して満150年に当たります。政府では「明治150年」

【問い合わせ】宮城労働局雇用環境・均等室 ☎022(299)8844

【問い合わせ】無期転換ルールは、有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのないものに転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。対象となる労働者は、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての人が対象です。

【問い合わせ】無期転換ルールは、有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのないものに転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。対象となる労働者は、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての人が対象です。

【問い合わせ】無期転換ルールは、有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのないものに転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。対象となる労働者は、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての人が対象です。

【相談場所】市視聴覚センター(2階教育相談室)  
※来所の際は、直接2階教育相談室にお入りください。

【問い合わせ】白鳥ゆめっこ保育園 ☎0220(22)1108  
白鳥保育園 ☎0220(58)2681

【日時】11月25日(土)午前9時30分～午後3時  
【場所】中田総合体育館  
【参加会員】市内レクリエーションダンスサークル会員  
【会費】一般は無料  
【問い合わせ】登米市レクリエーションダンス連絡協議会代表高橋正子 ☎0220(22)2721

【問い合わせ】無期転換ルールは、有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのないものに転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。対象となる労働者は、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての人が対象です。

【問い合わせ】無期転換ルールは、有期労働契約が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのないものに転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。対象となる労働者は、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての人が対象です。

